

市民委員会資料①

1 平成27年第5回定例会提出予定議案の説明

- (10) 議案第 161号 川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第 169号 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (12) 議案第 170号 川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第 193号 川崎市こども文化センター及び川崎市ふれあい館の指定管理者の指定について
- (14) 議案第 194号 川崎市青少年の家の指定管理者の指定について
- (15) 議案第 195号 川崎市子ども夢パークの指定管理者の指定について
- (16) 議案第 208号 平成27年度川崎市一般会計補正予算

資料1 川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

(うち、川崎市青少年問題協議会条例、川崎市児童福祉審議会条例、川崎市子ども・子育て会議条例 新旧対照表)

資料2 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(うち、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例、川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表)

- 資料3 川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表
- 資料4 川崎市こども文化センター及び川崎市ふれあい館の指定管理者の指定についての参考資料
- 資料5 川崎市青少年の家の指定管理者の指定についての参考資料
- 資料6 川崎市子ども夢パークの指定管理者の指定についての参考資料

市民・こども局こども本部

(平成27年11月24日)

川崎市青少年問題協議会条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市青少年問題協議会条例 昭和33年12月 3 日条例第26号</p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 協議会の事務を処理するため事務局を<u>こども未来局</u>に置く。</p> <p>(以下略)</p>	<p>○川崎市青少年問題協議会条例 昭和33年12月 3 日条例第26号</p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 協議会の事務を処理するため事務局を<u>市民・こども局</u>に置く。</p> <p>(以下略)</p>

川崎市児童福祉審議会条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉審議会条例 平成12年3月24日条例第15号</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>こども未来局</u>において処理する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>○川崎市児童福祉審議会条例 平成12年3月24日条例第15号</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>市民・こども局</u>において処理する。</p> <p>(以下略)</p>

川崎市子ども・子育て会議条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市子ども・子育て会議条例 平成25年6月26日条例第21号</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>こども未来局</u>において処理する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>○川崎市子ども・子育て会議条例 平成25年6月26日条例第21号</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>市民・こども局こども本部</u>において処理する。</p> <p>(以下略)</p>

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第26条 (略)	第1条～第26条 (略)
(職員)	(職員)
第29条 (略)	第29条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
<p>6 前項の規定による看護師は、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができる。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院にあつては2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院にあつては2人に、乳幼児がおおむね10人を増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置かなければならない。</p>	<p>6 前項の規定による看護師は、保育士又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができる。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院にあつては2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院にあつては2人に、乳幼児がおおむね10人を増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置かなければならない。</p>
7 (略)	7 (略)
以下 (略)	以下 (略)

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>第1条～第5条 (略) (職員の数等)</p> <p>第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第8項において準用する場合を含む。)の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p style="padding-left: 40px;">2～4 省略</p> <p>4～5 省略</p> <p>第7条～第15条 省略</p>	園児の区分	員数	1～4 省略		<p>第1条～第5条 (略) (職員の数等)</p> <p>第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p style="padding-left: 40px;">2～4 省略</p> <p>4～5 省略</p> <p>第7条～第15条 省略</p>	園児の区分	員数	1～4 省略	
園児の区分	員数								
1～4 省略									
園児の区分	員数								
1～4 省略									

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第25条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第26条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 調理業務の全部を委託する場合</p> <p>(2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。</u>）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第25条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第26条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 調理業務の全部を委託する場合</p> <p>(2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年12月18日条例第54号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 略</p>	<p>○川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年12月18日条例第54号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 略</p>
<p>第9条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p>	<p>第9条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p>
<p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p>	<p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p>
<p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p>	<p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p>
<p><u>(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</u></p>	<p><u>(1) 保育士の資格を有する者</u></p>
<p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p>	<p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p>
<p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p>	<p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p>
<p>(4) 学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p>	<p>(4) 学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p>

改正後	改正前
<p>(5) 学校教育法に規定する大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いたもの又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>略</p>	<p>(5) 学校教育法に規定する大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いたもの又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>

川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>○川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第57号 川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>(施設長の資格要件)</p> <p>第9条 施設長は、婦人保護施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事した者であること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>○川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第57号 川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>(施設長の資格要件)</p> <p>第9条 施設長は、婦人保護施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) <u>30歳以上の者</u>であって、社会福祉主事の資格を有する<u>もの</u>又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事した<u>もの</u>であること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

議案第158号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 管理を行わせる公の施設の名称、所在地、現在の管理者及び管理運営費

グループ名	議案書番号	管理を行わせる施設の名称及び所在地	現在の指定管理者	第2期指定管理料 (平成26年度)
川崎区 第1 グループ	10	川崎市旭町こども文化センター 川崎市川崎区旭町2丁目 1番5号	公益財団法人 かわさき市民活動センター 理事長 小倉 敬子	160,662,105 円
	3	川崎市日進町こども文化センター 川崎市川崎区堤根 34 番地 15	同	
	6	川崎市渡田こども文化センター 川崎市川崎区渡田1丁目 15番5号	同	
川崎区 第2 グループ	1	川崎市大師こども文化センター 川崎市川崎区大師公園1 番4号	同	147,661,843 円
	2	川崎市藤崎こども文化センター 川崎市川崎区藤崎4丁目 17番6号	同	
	5	川崎市殿町こども文化センター 川崎市川崎区殿町1丁目 18番13号	同	
川崎区 第3 グループ	4	川崎市田島こども文化センター 川崎市川崎区田島町 20 番 23号	同	136,901,471 円
	7	川崎市浅田こども文化センター 川崎市川崎区浅田3丁目 7番10号	同	
	9	川崎市小田こども文化センター 川崎市川崎区小田2丁目 16番9号	同	

グループ名	議案書番号	管理を行わせる施設の名称及び所在地	現在の指定管理者	第2期指定管理料 (平成26年度)
ふれあい館・桜本こども文化センター	8	川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センター 川崎市川崎区桜本1丁目5番6号	社会福祉法人青丘社 理事長 斐 重 度	137,740,449 円
幸区第1グループ	11	川崎市南河原こども文化センター 川崎市幸区都町74番地2	公益財団法人 かわさき市民活動センター 理事長 小倉 敬子	177,406,960 円
	13	川崎市幸こども文化センター 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5	同	
	15	川崎市下平間こども文化センター 川崎市幸区下平間70番地1	同	
幸区第2グループ	14	川崎市南加瀬こども文化センター 川崎市幸区南加瀬2丁目19番3号	同	143,923,027 円
	12	川崎市小倉こども文化センター 川崎市幸区小倉5丁目17番59号	同	
	16	川崎市北加瀬こども文化センター 川崎市幸区北加瀬2丁目12番12号	同	
中原区第1グループ	22	川崎市新丸子こども文化センター 川崎市中原区新丸子691番地7	同	87,851,275 円 <small>※小杉こども文化センターを含む</small>
中原区第2グループ	18	川崎市住吉こども文化センター 川崎市中原区木月祇園町17番6号	同	101,648,320 円
	24	川崎市井田こども文化センター 川崎市中原区井田杉山町16番38号	同	

グループ名	議案書番号	管理を行わせる施設の名称及び所在地	現在の指定管理者	第2期指定管理料 (平成26年度)
中原区 第3 グループ	20	川崎市平間こども文化センター 川崎市中原区上平間 1323番地	公益財団法人 かわさき市民活動センター 理事長 小倉 敬子	140,072,013 円
	17	川崎市玉川こども文化センター 川崎市中原区市ノ坪 464番地2	同	
	23	川崎市西加瀬こども文化センター 川崎市中原区西加瀬 10番5号	同	
中原区 第4 グループ	19	川崎市新城こども文化センター 川崎市中原区下新城 1丁目2番4号	同	148,432,740 円
	21	川崎市大戸こども文化センター 川崎市中原区上小田中 2丁目24番1号	同	
	25	川崎市宮内こども文化センター 川崎市中原区宮内 3丁目4番3号	同	
高津区 第1 グループ	26	川崎市上作廷こども文化センター 川崎市高津区上作廷 1142番地4	同	126,382,370 円
	28	川崎市高津こども文化センター 川崎市高津区溝口 3丁目10番8号	同	
高津区 第2 グループ	30	川崎市二子こども文化センター 川崎市高津区二子 5丁目14番61号	同	92,841,145 円
	32	川崎市東高津こども文化センター 川崎市高津区下野毛 1丁目3番2号	同	

グループ名	議案書番号	管理を行わせる施設の名称及び所在地	現在の指定管理者	第2期指定管理料 (平成26年度)
高津区 第3 グループ	27	川崎市末長こども文化センター 川崎市高津区末長3丁目 25番8号	公益財団法人 かわさき市民活動センター 理事長 小倉 敬子	173,110,265 円
	29	川崎市子母口こども文化センター 川崎市高津区子母口 983 番地	同	
	31	川崎市梶ヶ谷こども文化センター 川崎市高津区梶ヶ谷6丁目 1番地 10	同	
宮前区 第1 グループ	33	川崎市宮崎こども文化センター 川崎市宮前区宮崎1丁目 7番地	同	180,832,117 円
	36	川崎市有馬こども文化センター 川崎市宮前区有馬4丁目 5番2号	同	
	37	川崎市野川こども文化センター 川崎市宮前区野川3182番 地 1	同	
宮前区 第2 グループ	38	川崎市宮前平こども文化センター 川崎市宮前区宮崎6丁目 2番地	同	163,510,579 円
	34	川崎市平こども文化センター 川崎市宮前区平2丁目 13 番1号	同	
	39	川崎市白幡台こども文化センター 川崎市宮前区白幡台1丁目 13番地 1	同	

グループ名	議案書 番号	管理を行わせる 施設の名称及び所在地	現在の指定管理者	第2期指定管理料 (平成26年度)
宮前区 第3 グループ	40	川崎市蔵敷こども文化センター 川崎市宮前区菅生5丁目 3番21号	特定非営利活動法人 あかい屋根 代表 丸山 幸一	78,643,742 円
	35	川崎市菅生こども文化センター 川崎市宮前区菅生ヶ丘13 番2号	同	
多摩区 第1 グループ	43	川崎市枅形こども文化センター 川崎市多摩区枅形6丁目 3番1号	公益財団法人 かわさき市民活動センター 理事長 小倉 敬子	96,237,791 円
	44	川崎市長尾こども文化センター 川崎市多摩区长尾1丁目 12番7号	同	
多摩区 第2 グループ	41	川崎市錦ヶ丘こども文化センター 川崎市多摩区栗谷3丁目 28番2号	同	96,904,351 円
	46	川崎市三田こども文化センター 川崎市多摩区三田3丁目 7番地4	同	
多摩区 第3 グループ	42	川崎市菅こども文化センター 川崎市多摩区菅北浦3丁目 11番1号	同	157,470,906 円
	45	川崎市中野島こども文化センター 川崎市多摩区中野島4丁目 22番7号	同	
	47	川崎市南菅こども文化センター 川崎市多摩区菅馬場3丁目 26番1号	同	

グループ名	議案書 番号	管理を行わせる 施設の名称及び所在地	現在の指定管理者	第2期指定管理料 (平成26年度)
麻生区 第1 グループ	49	川崎市百合丘こども文化センター 川崎市麻生区百合丘1丁目11番地2	公益財団法人 かわさき市民活動センター 理事長 小倉 敬子	162,760,588 円
	51	川崎市東百合丘こども文化センター 川崎市麻生区東百合丘3丁目1番10号	同	
	53	川崎市千代ヶ丘こども文化センター 川崎市麻生区千代ヶ丘1丁目20番地60	同	
麻生区 第2 グループ	48	川崎市王禅寺こども文化センター 川崎市麻生区王禅寺東5丁目32番15号	同	129,272,964 円
	54	川崎市虹ヶ丘こども文化センター 川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目22番1号	同	
	56	川崎市柿生こども文化センター 川崎市麻生区上麻生7丁目18番32号	同	
麻生区 第3 グループ	52	川崎市白山こども文化センター 川崎市麻生区白山4丁目2番2号	同	79,441,841 円
	55	川崎市麻生こども文化センター 川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号	同	
麻生区 第4 グループ	50	川崎市片平こども文化センター 川崎市麻生区片平5丁目25番1号	NPO法人 児童育成会コッコロ 理事長 菅原 敬子	99,354,370 円
	57	川崎市岡上こども文化センター 川崎市麻生区岡上 277 番地	同	

(2) 設置条例

川崎市ふれあい館条例及び川崎市こども文化センター条例

(3) 設置目的

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすること

ただし、川崎市ふれあい館にあつては、日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が、市民として相互のふれあいを推進し互いの歴史、文化等を理解し、基本的人権尊重の精神に基づいた、ともに生きる地域社会の創造に寄与することを目的とする。

(4) 施設の事業内容

① 児童の遊びの指導に関する業務

② 地域との連携に関する業務

③ 施設管理に関する業務

④ 小学校施設を活用した児童の健全育成活動に関する業務

⑤ 日本人と在日外国人の相互理解を深めるための講座、講演会等に関する業務

⑥ 文化交流活動に関する業務

⑦ その他の業務

※ ただし、⑤、⑥については、川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センターに限る。

2 指定管理者となる団体の概要

(1) 川崎市旭町こども文化センターほか52か所のこども文化センターの指定管理者となる団体

名 称	公益財団法人かわさき市民活動センター	
所 在 地	川崎市中原区新丸子東3丁目1, 100番地12	
代 表 者 名	理事長 小倉 敬子	
設 立 年 月	平成22年7月1日 (旧財団の設立年月日 昭和57年4月8日)	
資 本 金 額	6, 106万円	
職 員 数	318名	
設 立 目 的	川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与することを目的とする。	
事 業 概 要 (26年度)	川崎市旭町こども文化センターほか52か所のこども文化センター指定管理者	
決 算 (26年度)	経常収益	2,909,305,465円
	経常費用	2,938,723,944円
	差額	▲29,418,479円

(2) 川崎市ふれあい館及び川崎市桜本こども文化センターの指定管理者となる団体

名 称	社会福祉法人青丘社
所 在 地	川崎市川崎区桜本1丁目9番6号

代表者名	理事長 斐 重 度	
設立年月	昭和48年10月9日	
資産総額	2億5,216万5,321円	
職員数	212名	
設立目的	人種・国籍・宗教の如何を問わず、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることを目指す。そして、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、共生社会を実現することを目的とする。	
事業概要 (26年度)	(1) 桜本保育園の設置運営 (2) 川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センター指定管理者	
決算 (26年度)	サービス活動収益	521,073,326 円
	サービス活動費用	536,645,156 円
	収支差額	▲15,571,830 円

(3) 川崎市菅生こども文化センター及び川崎市蔵敷こども文化センターの指定管理者となる団体

名 称	特定非営利活動法人あかい屋根	
所在地	川崎市多摩区長沢4丁目2番1-301号生田グリーンハイツ	
代表者名	理事長 丸山 幸一	
設立年月	平成22年10月7日	
資本金額	3万7,586円	
職員数	64名	
設立目的	地域市民に対して、こども文化センターを拠点とし、児童の健全育成及び市民活動の活性化を中心としたまちづくりに関する事業を行い、地域市民の文化の創造、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。	
事業概要 (26年度)	(1) 川崎市菅生こども文化センター指定管理者 (2) 川崎市蔵敷こども文化センター指定管理者	
決算 (26年度)	経常収入	78,142,569 円
	経常支出	78,847,389 円
	収支差額	▲704,820 円

(4) 川崎市片平こども文化センター及び川崎市岡上こども文化センターの指定管理者となる団体

名 称	NPO法人児童育成会コッコロ	
所在地	川崎市麻生区岡上120番地4	
代表者名	理事長 菅原敬子	
設立年月	平成17年12月14日	
資産総額	16万9,570円	
職員数	70名	
設立目的	子ども文化センター・わくわくプラザなどの運営で培った経験を活かした子どもの健全育成及び社会教育を図る活動を推進し、そのために、子ども	

	会や町内会などの地域や子どもに関わる団体と連携を取りながら、子どもの人権の擁護や尊重など、子どもの最善の利益を最大限尊重、かつ配慮した活動を行うことを目的とする。						
事業概要 (26年度)	川崎市岡上こども文化センター指定管理者						
決算 (26年度)	<table> <tr> <td>経常収益</td> <td>111,266,005 円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>109,578,469 円</td> </tr> <tr> <td>収支差額</td> <td>1,687,536 円</td> </tr> </table>	経常収益	111,266,005 円	経常費用	109,578,469 円	収支差額	1,687,536 円
経常収益	111,266,005 円						
経常費用	109,578,469 円						
収支差額	1,687,536 円						

3 指定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

別紙のとおり

6 収支計画

別紙のとおり

別紙

川崎区第1グループ（旭町こども文化センター、日進町こども文化センター、渡田こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 1団体（公益財団法人かわさき市民活動センター）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

実績を活かした具体的な事業提案がなされており、地域と連携した個別事業の展開などを評価し、当該団体を選定した。

(1) 応募団体自身について

設立目的、経営状況等とも問題がないと認められた。

(2) 応募団体の取り組みについて

同種施設の運営実績を有している。

(3) 事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて

委託内容についてスケールメリットを活かした管理経費全体の縮減や目的に合わせた予算計上がされていた。

(4) 事業の安定性等について

これまでの実績も踏まえて満遍なく提案がなされていた。特に地元町内会との津波避難訓練など地域団体等との連携も考慮されていた。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人かわさき 市民活動センター
①応募団体自身について	100点	68点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点
④事業の安定性等について	375点	253点
計	600点	406点
⑤実績評価点	一点	15点
合計		421点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

- (1) 安全・安心な施設運営の取組強化
- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項目	金額		
	28年度	29年度	30年度
収入・支出 (指定管理料)	150,693	150,693	150,693

川崎区第2グループ（大師こども文化センター、藤崎こども文化センター、殿町こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 1団体（公益財団法人かわさき市民活動センター）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

実績を活かした具体的な事業提案がなされており、地域と連携した個別事業の展開などを評価し、当該団体を選定した。

(1) 応募団体自身について

設立目的、経営状況等とも問題がないと認められた。

(2) 応募団体の取り組みについて

同種施設の運営実績を有している。

(3) 事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて

委託内容についてスケールメリットを活かした管理経費全体の縮減や目的に合わせた予算計上がされていた。

(4) 事業の安定性等について

これまでの実績も踏まえて満遍なく提案がなされていた。特に安全・防犯対策事業などは地域団体等との連携も考慮されていた。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人かわさき 市民活動センター
①応募団体自身について	100点	68点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点
④事業の安定性等について	375点	250点
計	600点	403点
⑤実績評価点	一点	7.5点
合計		410.5点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

- (1) 安全・安心な施設運営の取組強化
- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項目	金額		
	28年度	29年度	30年度
収入・支出 (指定管理料)	146,036	146,036	146,036

川崎区第3グループ（田島こども文化センター、浅田こども文化センター、小田こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 1団体（公益財団法人かわさき市民活動センター）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

実績を活かした具体的な事業提案がなされており、地域と連携した個別事業の展開などを評価し、当該団体を選定した。

(1) 応募団体自身について

設立目的、経営状況等とも問題がないと認められた。

(2) 応募団体の取り組みについて

同種施設の運営実績を有している。

(3) 事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて

委託内容についてスケールメリットを活かした管理経費全体の縮減や目的に合わせた予算計上がされていた。

(4) 事業の安定性等について

これまでの実績も踏まえて満遍なく提案がなされていた。特にスポーツ推進委員と協働してカローリング大会を開催するなど地域団体等との連携も考慮されていた。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人かわさき 市民活動センター
①応募団体自身について	100点	68点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点
④事業の安定性等について	375点	251点
計	600点	404点
⑤実績評価点	一点	7.5点
合計		411.5点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

- (1) 安全・安心な施設運営の取組強化
- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項目	金額		
	28年度	29年度	30年度
収入・支出 (指定管理料)	142,616	142,616	142,616

川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センターの指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 1 団体（社会福祉法人青丘社）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

実績を活かした具体的な事業提案がなされており、地域実情をとらえたユニークな個別事業や利用促進に向けた取組提案などを評価し、当該団体を選定した。

(1) 応募団体自身について

設立目的、経営状況等とも問題がないと認められた。

(2) 応募団体の取り組みについて

同種施設の運営実績を有している。

(3) 事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて

賃金体系の見直しや修繕費を工夫するなど管理経費全体の縮減や目的に合わせた適切な予算計上がされていた。

(4) 事業の安定性等について

これまでの実績も踏まえて満遍なく提案がなされていた。特に地元商店街との連携イベントや地域文化の指導等を通じて学校との連携も図られている。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	社会福祉法人 青丘社
①応募団体自身について	100点	69点
②応募団体の取り組みについて	25点	20点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	68点
④事業の安定性等について	375点	267点
計	600点	424点
⑤実績評価点	一点	15点
合計		439点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

- (1) 地域の子どもを取り巻く文化環境の向上
- (2) 「共生の街づくり」への共感を分かち合う場を設ける。
- (3) 表現活動による高校生、若者同士のつながりづくり

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）

（単位：千円）

項目	金額					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
収入・支出 (指定管理料)	133,830	134,297	135,062	135,906	136,424	675,517

幸区第1グループ（南河原こども文化センター、幸こども文化センター、下平間こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 2団体（公益財団法人かわさき市民活動センター、株式会社セリオ）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされるとともに、提案金額やそれに伴う収支計画・人員配置も妥当であった。また、こども文化センターの運営の基本的考え方や個別事業の提案等の事業の安定性等の項目で優れた提案がなされ、同種事業の運営実績も含め、安定的、継続的な施設運営が見込まれることなどを評価し、当該法人を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター	株式会社 セリオ
①応募団体自身について	100点	68点	61点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点	14点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点	60点
④事業の安定性等について	375点	250点	237点
⑤実績評価点	一点	0点	0点
合計	600点	403点	372点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

(1) 安全・安心な施設運営の取組強化

- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項 目	金 額		
	28 年度	29 年度	30 年度
収入・支出 (指定管理料)	183,805	183,805	183,805

幸区第2グループ（南加瀬こども文化センター、小倉こども文化センター、北加瀬こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について（通知）

1 応募状況

応募団体 2団体（公益財団法人かわさき市民活動センター、株式会社セリオ）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされるとともに、提案金額やそれに伴う収支計画・人員配置も妥当であった。また、こども文化センターの運営の基本的考え方や個別事業の提案等の事業の安定性等の項目で優れた提案がなされ、同種事業の運営実績も含め、安定的、継続的な施設運営が見込まれることなどを評価し、当該法人を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター	株式会社 セリオ
①応募団体自身について	100点	68点	61点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点	14点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点	60点
④事業の安定性等について	375点	251点	236点
計	600点	404点	371点
⑤実績評価点	一点	7.5点	—
合計		411.5点	371点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

- (1) 安全・安心な施設運営の取組強化
- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項 目	金 額		
	28 年度	29 年度	30 年度
収入・支出 (指定管理料)	141,504	141,504	141,504

中原区第1グループ（新丸子子ども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 2団体（公益財団法人かわさき市民活動センター、株式会社セリオ）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされているとともに、提案金額やそれに伴う収支計画・人員配置も妥当であった。また、子ども文化センターの運営の基本的な考え方や個別事業の提案等で優れた提案がなされ、同種事業の運営実績があり、安定的、継続的な施設運営が見込まれることなどから、当該法人を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター	株式会社 セリオ
①応募団体自身について	100点	68点	61点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点	14点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点	60点
④事業の安定性等について	375点	251点	237点
計	600点	404点	372点
⑤実績評価点	一点	7.5点	—
合計		411.5点	372点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

(1) 安全・安心な施設運営の取組強化

- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項 目	金 額		
	28 年度	29 年度	30 年度
収入・支出 (指定管理料)	53,865	53,865	53,865

中原区第2グループ（住吉こども文化センター、井田こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 2団体（公益財団法人かわさき市民活動センター、株式会社セリオ）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされているとともに、提案金額やそれに伴う収支計画・人員配置も妥当であった。また、こども文化センターの運営の基本的な考え方や個別事業の提案等で優れた提案がなされ、同種事業の運営実績があり、安定的、継続的な施設運営が見込まれることなどから、当該法人を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター	株式会社 セリオ
①応募団体自身について	100点	68点	61点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点	14点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点	60点
④事業の安定性等について	375点	251点	236点
計	600点	404点	371点
⑤実績評価点	一点	7.5点	—
合計		411.5点	371点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

- (1) 安全・安心な施設運営の取組強化
- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項 目	金 額		
	28 年度	29 年度	30 年度
収入・支出 (指定管理料)	112,408	112,408	112,408

中原区第3グループ（平間こども文化センター、玉川こども文化センター、西加瀬こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 2団体（公益財団法人かわさき市民活動センター、株式会社セリオ）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされているとともに、提案金額やそれに伴う収支計画・人員配置も妥当であった。また、こども文化センターの運営の基本的な考え方や個別事業の提案等で優れた提案がなされ、同種事業の運営実績があり、安定的、継続的な施設運営が見込まれることなどから、当該法人を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター	株式会社 セリオ
①応募団体自身について	100点	68点	61点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点	14点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点	60点
④事業の安定性等について	375点	251点	236点
計	600点	404点	371点
⑤実績評価点	一点	7.5点	—
合計		411.5点	371点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

- (1) 安全・安心な施設運営の取組強化
- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項 目	金 額		
	28 年度	29 年度	30 年度
収入・支出 (指定管理料)	151,599	151,599	151,599

中原区第4グループ（新城こども文化センター、大戸こども文化センター、宮内こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 2団体（公益財団法人かわさき市民活動センター、株式会社セリオ）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされているとともに、提案金額やそれに伴う収支計画・人員配置も妥当であった。また、こども文化センターの運営の基本的な考え方や個別事業の提案等で優れた提案がなされ、同種事業の運営実績があり、安定的、継続的な施設運営が見込まれることなどから、当該法人を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター	株式会社 セリオ
①応募団体自身について	100点	68点	61点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点	14点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点	60点
④事業の安定性等について	375点	251点	236点
計	600点	404点	371点
⑤実績評価点	一点	7.5点	—
合計		411.5点	371点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

- (1) 安全・安心な施設運営の取組強化
- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項目	金額		
	28年度	29年度	30年度
収入・支出 (指定管理料)	150,876	150,876	150,876

高津区第1グループ（上作延こども文化センター、高津こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 2団体（公益財団法人かわさき市民活動センター、株式会社セリオ）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされているとともに、提案金額や収支計画も妥当であり、同種事業の運営実績から安定的、継続的な施設運営が見込まれることなどを評価し、当該団体を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター	株式会社 セリオ
①応募団体自身について	100点	68点	61点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点	14点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点	60点
④事業の安定性等について	375点	252点	237点
計	600点	405点	372点
⑤実績評価点	一点	7.5点	—
合計		412.5点	372点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

(1) 安全・安心な施設運営の取組強化

- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項 目	金 額		
	28 年度	29 年度	30 年度
収入・支出 (指定管理料)	118,865	118,865	118,865

高津区第2グループ（二子子ども文化センター、東高津子ども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 2団体（公益財団法人かわさき市民活動センター、株式会社セリオ）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされているとともに、提案金額や収支計画も妥当であり、同種事業の運営実績から安定的、継続的な施設運営が見込まれることなどを評価し、当該団体を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター	株式会社 セリオ
①応募団体自身について	100点	68点	61点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点	14点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点	60点
④事業の安定性等について	375点	251点	236点
計	600点	404点	371点
⑤実績評価点	一点	7.5点	—
合計		411.5点	371点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

(1) 安全・安心な施設運営の取組強化

- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項 目	金 額		
	28 年度	29 年度	30 年度
収入・支出 (指定管理料)	96,542	96,542	96,542

高津区第3グループ（末長こども文化センター、子母口こども文化センター、梶ヶ谷こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 2団体（公益財団法人かわさき市民活動センター、株式会社セリオ）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされているとともに、提案金額や収支計画も妥当であり、同種事業の運営実績から安定的、継続的な施設運営が見込まれることなどを評価し、当該団体を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター	株式会社 セリオ
①応募団体自身について	100点	68点	61点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点	14点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点	60点
④事業の安定性等について	375点	251点	237点
計	600点	404点	372点
⑤実績評価点	一点	7.5点	—
合計		411.5点	372点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

(1) 安全・安心な施設運営の取組強化

- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項 目	金 額		
	28 年度	29 年度	30 年度
収入・支出 (指定管理料)	174,105	174,105	174,105

宮前区第1グループ（宮崎こども文化センター、有馬こども文化センター、野川こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 2団体（公益財団法人かわさき市民活動センター、株式会社セリオ）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされているとともに、提案金額やそれに伴う収支計画・人員配置も妥当であった。また、こども文化センターの運営の基本的な考え方や個別事業の提案等で優れた提案がなされ、同種事業の運営実績があり、安定的、継続的な施設運営が見込まれることなどから、当該法人を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター	株式会社 セリオ
①応募団体自身について	100点	68点	61点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点	15点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点	60点
④事業の安定性等について	375点	252点	237点
計	600点	405点	373点
⑤実績評価点	一点	7.5点	—
合計		412.5点	373点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

- (1) 安全・安心な施設運営の取組強化
- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項目	金額		
	28年度	29年度	30年度
収入・支出 (指定管理料)	182,303	182,303	182,303

宮前区第2グループ（宮前平こども文化センター、平こども文化センター、白幡台こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 2団体（公益財団法人かわさき市民活動センター、株式会社セリオ）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされているとともに、提案金額やそれに伴う収支計画・人員配置も妥当であった。また、こども文化センターの運営の基本的な考え方や個別事業の提案等で優れた提案がなされ、同種事業の運営実績があり、安定的、継続的な施設運営が見込まれることなどから、当該法人を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター	株式会社 セリオ
①応募団体自身について	100点	68点	61点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点	14点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点	60点
④事業の安定性等について	375点	252点	237点
計	600点	405点	372点
⑤実績評価点	一点	7.5点	—
合計		412.5点	372点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

- (1) 安全・安心な施設運営の取組強化
- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項目	金額		
	28年度	29年度	30年度
収入・支出 (指定管理料)	159,291	159,291	159,291

宮前区第3グループ（蔵敷こども文化センター、菅生こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 2団体（特定非営利活動法人あかい屋根、公益財団法人かわさき市民活動センター）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされているとともに、提案金額やそれに伴う収支計画・人員配置も妥当であった。また、こども文化センターの運営の基本的な考え方や個別事業の提案等で地域の特性に沿った優れた提案がなされ、同種事業の運営実績があり、安定的、継続的な施設運営が見込まれることなどから、当該法人を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	特定非営利活動法人 あかい屋根	公益財団法人 かわさき 市民活動センター
①応募団体自身について	100点	61点	68点
②応募団体の取り組みについて	25点	20点	21点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	68点	64点
④事業の安定性等について	375点	263点	250点
計	600点	412点	403点
⑤実績評価点	一点	15点	—
合計		427点	403点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

- (1) 蔵敷・菅生こども文化センターの合同企画事業の開催
- (2) キャンプを含む「わんぱく生活学校」等冒険遊びの推進
- (3) 「地域子育て支援センターすがお」などとの連携事業

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項目	金額		
	28年度	29年度	30年度
収入・支出 (指定管理料)	81,521	81,521	81,521

多摩区第1グループ（枳形こども文化センター、長尾こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 1団体（公益財団法人かわさき市民活動センター）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされており、提案金額や収支計画も妥当であるなどを評価し、当該団体を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター
①応募団体自身について	100点	68点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点
④事業の安定性等について	375点	251点
⑤実績評価点	一点	0点
合計	600点	404点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

- (1) 安全・安心な施設運営の取組強化
- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進

(4) ボランティア活動・職業体験の推進

(5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項 目	金 額		
	28 年度	29 年度	30 年度
収入・支出 (指定管理料)	93,507	93,507	93,507

多摩区第2グループ（錦ヶ丘子ども文化センター、三田子ども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 2団体（公益財団法人かわさき市民活動センター、その他1法人）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

同種事業の運営実績や財務状況等から安定的、継続的な施設運営が見込まれる。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター	A法人
①応募団体自身について	100点	68点	55点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点	12点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点	58点
④事業の安定性等について	375点	251点	219点
⑤実績評価点	一点	0点	—
合計	600点	404点	344点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

- (1) 安全・安心な施設運営の取組強化
- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進

(5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項 目	金 額		
	28 年度	29 年度	30 年度
収入・支出 (指定管理料)	91,381	91,381	91,381

多摩区第3グループ（菅こども文化センター、中野島こども文化センター、南菅こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 1団体（公益財団法人かわさき市民活動センター）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされており、提案金額や収支計画も妥当であるなどを評価し、当該団体を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター
①応募団体自身について	100点	68点
②応募団体の取り組みについて	25点	21点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点
④事業の安定性等について	375点	250点
⑤実績評価点	一点	0点
合計	600点	403点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

- (1) 安全・安心な施設運営の取組強化
- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進

(4) ボランティア活動・職業体験の推進

(5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項 目	金 額		
	28 年度	29 年度	30 年度
収入・支出 (指定管理料)	155,308	155,308	155,308

麻生区第1グループ（百合丘こども文化センター、東百合丘こども文化センター、千代ヶ丘こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 1団体（公益財団法人かわさき市民活動センター）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされているとともに、提案金額やそれに伴う収支計画・人員配置も妥当であった。また、こども文化センターの運営の基本的な考え方や個別事業の提案等で優れた提案がなされ、同種事業の運営実績があり、安定的、継続的な施設運営が見込まれることなどから、当該法人を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター
① 応募団体自身について	100点	68点
② 応募団体の取り組みについて	25点	21点
③ 事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点
④ 事業の安定性等について	375点	251点
計	600点	404
⑤ 実績評価点	一点	7.5点
合計		411.5点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

(1) 安全・安心な施設運営の取組強化

- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項目	金額		
	28年度	29年度	30年度
収入・支出 (指定管理料)	163,253	163,253	163,253

麻生区第2グループ（王禅寺こども文化センター、虹ヶ丘こども文化センター、柿生こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 2団体（公益財団法人かわさき市民活動センター、NPO法人児童育成会 コッコロ）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされているとともに、提案金額やそれに伴う収支計画・人員配置も妥当であった。また、こども文化センターの運営の基本的な考え方や個別事業の提案等で優れた提案がなされ、同種事業の運営実績があり、安定的、継続的な施設運営が見込まれることなどから、当該法人を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター	NPO法人 児童育成会コッコロ
① 募団体自身について	100点	68点	61点
② 応募団体の取り組みについて	25点	21点	22点
③ 事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	64点	62点
④ 事業の安定性等について	375点	252点	257点
計	600点	405	402
⑤ 実績評価点	一点	7.5点	—
合計		412.5点	402点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

- (1) 安全・安心な施設運営の取組強化
- (2) 地域における多世代・異年齢交流の促進
- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項目	金額		
	28年度	29年度	30年度
収入・支出 (指定管理料)	126,262	126,262	126,262

麻生区第3グループ（白山こども文化センター、麻生こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 1団体（公益財団法人かわさき市民活動センター）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）

木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされているとともに、提案金額やそれに伴う収支計画・人員配置も妥当であった。また、こども文化センターの運営の基本的な考え方や個別事業の提案等で優れた提案がなされ、同種事業の運営実績があり、安定的、継続的な施設運営が見込まれることなどから、当該法人を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	公益財団法人 かわさき 市民活動センター
① 応募団体自身について	100点	68点
② 応募団体の取り組みについて	25点	21点
③ 事業経営計画と管理経費削減等への取り組みについて	100点	64点
④ 事業の安定性等について	375点	252点
計	600点	405
⑤ 実績評価点	一点	7.5点
合計		412.5点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

(1) 安全・安心な施設運営の取組強化

(2) 地域における多世代・異年齢交流の促進

- (3) 地域の小さな図書室の推進
- (4) ボランティア活動・職業体験の推進
- (5) 内部評価シートの活用によるサービス水準の向上

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項 目	金 額		
	28 年度	29 年度	30 年度
収入・支出 (指定管理料)	80,403	80,403	80,403

麻生区第4グループ（片平こども文化センター、岡上こども文化センター）の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体 3団体（NPO法人児童育成会コッコロ、公益財団法人かわさき市民活動センター、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）
 岡田守弘（横浜国立大学名誉教授／東京医療学院大学教授）
 新井努（新井公認会計士事務所／公認会計士）
 木村耕三（川崎市青少年育成連盟理事）
 塚田庸子（横浜国立大学客員教授）

3 選定理由

仕様書に的確に沿った提案がなされているとともに、提案金額やそれに伴う収支計画・人員配置も妥当であった。また、わくわくプラザの運営の基本的な考え方や地域・学校等との連携等で優れた提案がなされ、同種事業の運営実績があり、安定的、継続的な施設運営が見込まれることなどから、当該法人を選定した。

4 審査結果（基準点360点）

選定基準	配点	NPO法人 児童育成会 コッコロ	公益財団法人 かわさき市民 活動センター	シダックス大 新東ヒューマ ンサービス 株式会社
① 応募団体自身について	100点	61点	68点	61点
② 応募団体の取り組みについて	25点	22点	21点	16点
③ 事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	100点	62点	64点	62点
③ 事業の安定性等について	375点	259点	250点	223点
④ 実績評価点	一点	0点	—	—
合計	600点	404点	403点	362点

5 指定管理予定者の事業計画（主な提案内容）

- (1) 異年齢児交流で遊べる環境の場の提供
- (2) 子ども達が学年に関わらず集団を作れる環境づくり、職員との連携による一つの目的に向けたワークショップ活動
- (3) 親子の絆を深め、母親同士が友達を増やしていくための遊び等の提供
- (4) 母親サークルの支援、子育てに対しての不安を解決できる心のゆとりが持てるように、癒しの場を提供する。
- (5) 父親の育児参加により子どもの成長が実感できるように支援する。

6 指定管理予定者の収支計画（提案額）（単位：千円）

項目	金額		
	28年度	29年度	30年度
収入・支出 (指定管理料)	97,118	97,118	97,118

議案第194号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市青少年の家
(2) 所在地	川崎市宮前区宮崎105番地1
(3) 設置条例	川崎市青少年の家条例
(4) 設置目的	団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る。
(5) 施設の事業内容	団体宿泊研修その他の団体研修を行うこと ほか
(6) 現在の管理者	川崎市青少年の家共同運営事業体
(7) 現在の管理運営費	67,874千円(平成26年度)

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	川崎フィールズパートナーズ 代表者 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 岡本 潮 構成員 特定非営利活動法人国際自然大学校 理事長 佐藤 初雄
所 在 地	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号

代 表 者	株式会社東急コミュニティー
所 在 地	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号
代 表 者 名	代表取締役 岡本 潮
設 立 年 月	昭和45年4月8日
資 本 金 額	16億5,380万円
職 員 数	7,285人
設 立 目 的	1. 土地建物の管理、賃貸、売買、仲介及びマンション管理業 2. 家具、家庭用電気製品、電気照明器具、室内装飾用品、食料品、衣料品、書籍、事務用品、日用雑貨等の販売及び斡旋 3. 建築工事及び付帯設備工事の設計監理、施工、請負 4. 土地建物の経営管理に関するコンサルティング 5. ホテル及び飲食店の経営 6. 警備業法に基づく警備業 他、19事業を営むことを目的とする。
事 業 概 要 (27年度)	川崎市国際交流センター、富士見公園南側(富士通スタジアム川崎ほか)、川崎市王禅寺余熱利用市民施設、川崎市堤根余熱利用市民施設、神奈川県立愛川ふれあいの村、埼玉県立名栗げんきプラザ及び葛飾区立日光林間学園などの指定管理業務
決 算 (26年度)	(1) 営業活動収支の部 営業活動収入 14,594 百万円 営業活動支出 6,969 百万円 営業活動収支差額 7,627 百万円……………①

	(2) 投資活動収支の部		
	投資活動収入	2,769 百万円	
	投資活動支出	4,007 百万円	
	投資活動収支差額	-1,238 百万円	-----②
	(3) 財務活動収支の部		
	財務活動収入	7,200 百万円	
	財務活動支出	9,075 百万円	
	財務活動収支差額	-1,875 百万円	-----③
	(4) 当期収支差額 (①+②+③)	4,512 百万円	-----④
	(5) 前期繰越収支差額	10,871 百万円	-----⑤
	(6) 次期繰越収支差額 (④+⑤)	15,384 百万円	

構 成 員	特定非営利活動法人 国際自然大学校
所 在 地	東京都狛江市岩戸北4丁目17番11号
代 表 者 名	理事長 佐藤 初雄
設 立 年 月	平成12年7月3日
資 産 総 額	1,622万8,591円
職 員 数	73人
設 立 目 的	大人から子供まで幅広い年齢層を対象に、国内及び国外における自然体験活動、野外活動、環境教育及び冒険教育（以下「自然体験活動等」という。）などの広く自然の中での体験教育活動に関する事業及びこれらの専門的な指導者の育成を行うとともに、自然体験活動等に関する情報の提供、調査研究、プログラムの開発及び政策提言を通じて、自然体験活動等の普及及び振興に寄与することを目的とする。
事 業 概 要 (27年度)	(1) 川崎市黒川青少年野外活動センター指定管理者 (2) 神奈川県立愛川ふれあいの村指定管理者 (3) 埼玉県立名栗げんきプラザ指定管理者 (4) 葛飾区立日光林間学園指定管理者 (5) 大田区伊豆高原学園PFI株式会社（指導部門担当）
決 算 (26年度)	(1) 事業活動収支の部 事業活動収入 1,548,822 円 事業活動支出 14,443,410 円 事業活動収支差額 -12,894,588 円-----① (2) 投資活動収支の部 投資活動収入 3,600,000 円 投資活動支出 7,125,764 円 投資活動収支差額 -3,525,764 円-----② (3) 財務活動収支の部 財務活動収入 20,180,000 円 財務活動支出 0 円 財務活動収支差額 20,180,000 円-----③ (4) 当期収支差額 (①+②+③) 3,759,648 円-----④

(5) 前期繰越収支差額	18,876,711 円-----⑤
(6) 次期繰越収支差額 (④+⑤)	22,636,359 円

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画（主な提案内容）

- (1) 主催事業（青少年育成事業、地域育成事業、指導者養成事業、地域交流事業）について（現在の主催事業の継承と、新たな主催事業の展開）
- (2) 安定した職員配置とホスピタリティサービス
- (3) 市民に開放された施設づくり（SNS活用による新規利用者・リピーター利用者の拡大）
- (4) 大規模災害時の対応・地域連携した防災活動（災害時に備えた地域連携事業）
- (5) 指導者養成事業の展開（利用者から指導者へ育成する事業展開）
- (6) 活動諸室の有効活用（バンド機材の完備、園庭活性化の為の野外炊事備品の提案）

6 収支計画（提案額）

（単位：千円）

項目	金額（消費税及び地方消費税を含む）					
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	合計
収入	93,025	93,198	93,372	93,545	93,719	466,859
指定管理料	76,758	76,758	76,758	76,758	76,758	383,790
利用料金	13,708	13,848	13,988	14,128	14,268	69,940
その他の収入	2,559	2,592	2,626	2,659	2,693	13,129
支出	93,025	93,198	93,372	93,545	93,719	466,859

別紙

川崎市青少年の家の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体：2団体（川崎フィールズパートナーズ、川崎市青少年の家共同運営事業体）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）

岡田守弘（横浜国立大学名誉教授/東京医療学院大学教授）

新井努（新井公認会計士事務所/公認会計士）

地主弘（公益社団法人けいしん神奈川相談役/中小企業診断士）

木村耕三(川崎市青少年育成連盟理事)

3 選定理由

仕様書に沿った提案がなされるとともに、経費削減策として外部に再委託する業務は少なく修繕含め自前の人員で対応する提案がなされた一方で、常勤職員・臨時職員ともに競合団体よりも高い人件費単価を設定しており、職員の質の確保・業務改善の取組について具体的な提案がされていた点が評価された。

なお、委員から「現在行われている不登校児童生徒や特別支援学級・学校の活動の場の提供について、十分配慮する必要がある。」との意見が付された。

4 審査結果（※基準点360点以上）

選定基準	配点	川崎フィールズ パートナーズ	川崎市青少年の家 共同運営事業体
1 応募団体自身について	100点	72点	63点
2 応募団体の取組みについて	50点	35点	35点
3 事業経営計画と管理経費縮減等への取組みについて	125点	82点	75点
4 事業の安定性・継続性の確保への取組みについて	75点	46点	47点
5 事業目的の達成とサービス向上への取組みについて	250点	166点	166点
実績評価点 (標準を0点として、加減点)		0点	0点
合計	600点	401点	386点

5 提案額（5年間の総額）

385, 110千円

議案第195号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市子ども夢パーク
(2) 所在地	川崎市高津区下作延5丁目30番1号
(3) 設置条例	川崎市子ども夢パーク条例
(4) 設置目的	子どもが遊び、及び夢を ^{はぐく} 育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主的及び自発的活動を支援することにより、それぞれの子どもの成長及び子どもの地域等における活動への参加の促進に寄与する。
(5) 施設の事業内容	子どもが遊び、及び夢を ^{はぐく} 育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所となるための施設及び設備を利用に供すること ほか
(6) 現在の管理者	川崎市子ども夢パーク共同運営事業体
(7) 現在の管理運営費	67,874千円(平成26年度)

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	川崎市子ども夢パーク共同運営事業体 代表者 公益財団法人川崎市生涯学習財団 理事長 金井 則夫 構成員 特定非営利活動法人フリースペースたまりば 理事長 西野 博之
所 在 地	川崎市中原区今井南町28番41号

代 表 者	公益財団法人川崎市生涯学習財団
所 在 地	川崎市中原区今井南町28番41号
代 表 者 名	理事長 金井 則夫
設 立 年 月	平成2年5月22日
資 本 金 額	2億円
職 員 数	61名
設 立 目 的	川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与することを目的とする。
事 業 概 要 (27年度)	川崎市子ども夢パーク指定管理者 川崎市青少年の家指定管理者 川崎市大山街道ふるさと館指定管理者
決 算 (26年度)	(1) 収入 547,863,359 円 (2) 支出 550,253,607 円 (3) 当期収支差額 -2,390,248 円-----① (4) 前年度繰越金 350,080,633 円-----②

	(5) 次年度繰越金 (①+②)	347,690,385 円
--	------------------	---------------

構 成 員	特定非営利活動法人フリースペースたまりば	
所 在 地	川崎市高津区千年435番地10	
代 表 者 名	理事長 西野 博之	
設 立 年 月	平成15年5月26日	
資 産 総 額	1,836万1,629円	
職 員 数	14名	
設 立 目 的	学校や家庭・地域の中に居場所を見出せない子どもや若者及びその保護者とともに、一人ひとりが安心して過ごせる居場所をつくり、学校外の多様な学びや育ち・生き方を支援し、自己肯定感を取り戻す人間関係を育む環境と文化を創造することを目的とする。	
事 業 概 要 (27年度)	川崎市子ども夢パーク指定管理者	
決 算 (26年度)	(1) 収入	71,647,326 円
	(2) 支出	66,960,619 円
	(3) 当期収支差額	4,686,707 円-----①
	(4) 前年度繰越金	13,674,922 円-----②
	(5) 次年度繰越金 (①+②)	18,361,629 円

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画 (主な提案内容)

- (1) 主催事業 (冒険遊び場事業、夢パまつり、こどもゆめ横丁、初夢!新春イベント、スタジオ利用者によるライブイベント、夢パーク15周年イベント) について
- (2) 不登校児童生徒の居場所事業について (「フリースペースえん」の運営)
- (3) 職員配置の見直し (副所長含め職員数の増員による安全・安心な子どもの居場所の環境づくり)
- (4) スキルアップを目的とした職員研修の充実 (プレーワーク研修、不登校・ひきこもり支援研修、ソーシャルワーク研修等)
- (5) 子どもの参画による「川崎市子どもの権利に関する条例」の周知及び具現化

6 収支計画 (提案額)

(単位:千円)

項 目	金 額 (消費税及び地方消費税を含む)					合 計
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
収 入	69,654	69,654	69,654	69,654	69,654	348,270
指定管理料	69,654	69,654	69,654	69,654	69,654	348,270

利用料金	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	
支 出	69,654	69,654	69,654	69,654	69,654	348,270

川崎市子ども夢パークの指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体：1 団体（川崎市子ども夢パーク共同運営事業体）

2 指定管理者選定評価委員会委員

中村美津子（元和泉短期大学教授）
 岡田守弘（横浜国立大学名誉教授/東京医療学院大学教授）
 新井努（新井公認会計士事務所/公認会計士）
 地主弘（公益社団法人けいしん神奈川相談役/中小企業診断士）
 木村耕三(川崎市青少年育成連盟理事)

3 選定理由

仕様書に沿った提案がなされるとともに、提案金額やそれに伴う収支計画・人員配置も妥当でした。また、「子どもの権利に関する条例」の具現化を目的とした施設の運営の基本的考え方や個別事業提案、事業の安定性等の項目で優れた提案がなされ、これまでの運営実績も含め、安定的、継続的な施設運営が見込まれることを評価し、当団体を選定しました。

4 審査結果（※基準点360点以上）

選定基準	配点	川崎市子ども夢パーク 共同運営事業体
1 応募団体自身について	100点	67点
2 応募団体の取り組みについて	50点	36点
3 事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	125点	75点
4 事業の安定性・継続性の確保への取り組みについて	75点	47点
5 事業目的の達成とサービス向上への取り組みについて	250点	172点
実績評価点 (標準を0点として、加減点)		15点
合計	600点	412点

5 提案額（5年間の総額）

348,270千円